

9月は福祉にふれあう福祉月間

市では、改めて「福祉」について考える機会として、毎年9月を福祉月間と定めています。今年度は福祉パネル展と福祉展・趣味の作品展を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催している福祉大会は中止しますが、「社協福祉まつり」をオンラインで開催します。

第38回社協福祉まつり～オンライン～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催します。同まつりへの参加方法など詳しくは、市社会福祉協議会ホームページ (<https://www.zamashakyo.jp/>) をご覧ください。

○内容

- ・オンライン講演会（聴覚障がいと音楽、循環型のまちづくり、居場所づくりをテーマにオンラインで配信）
- ・YouTubeで動画配信（福祉座談会、市内障がい者事業所PR動画、市ボランティア連絡協議会による音楽会）

※感染症対策のため、福祉まつり店（模擬店など）や体験型のイベントは行いません。配信は9月20日（月）から行います。

福祉月間中の催し

催し	とき	ところ	内容
福祉パネル展	9月17日（金）～20日（月）午前8時30分～午後5時15分	市役所1階アトリウム	市福祉施設・事業、市社協事業などの紹介
福祉展・趣味の作品展	9月18日（土）～20日（月）午前10時～午後4時	ハーモニーホール座間ギャラリー	60歳以上の方と障がい者（児）の手作り作品の展示

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 FAX046(255)3550

9月9日は救急の日

毎年9月9日は「救急の日」、またこの日を含む1週間を「救急医療週間」として、救急業務や救急医療に対する啓発を行っています。

◆救急出動件数

市消防本部救急隊の令和2年の出動件数は5,924件で令和元年（平成31年）よりも949件減少しています。これは新型コロナウイルス感染症の影響で不要不急の外出を自粛したことが一因と考えられます。



市では、4台の救急自動車で皆さんからの救急要請に対応しています。必要としている方が適切に使用できるように、皆さん一人一人が救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします。※消防車・救急車出動件数は広報ざま毎月15日号「ざまインフォメーション」欄で紹介しています。

担当 消防管理課 ☎046(256)2211 FAX046(256)2215

9月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第3期）▽国民健康保険税（第4期）▽介護保険料（第4期）▽後期高齢者医療保険料（第3期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。

詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ）。

誤ったごみ分別による火災にご注意を

誤ったごみの分別によって起きた火災が全国的に増えています。市でも、燃やすごみに混入していたリチウムイオン電池が原因で火災が発生しています。リチウムイオン電池、ライター、ガスボンベ、スプレー缶などは正しい排出方法で廃棄などを行いましょう。

◆正しい分別方法

○ライター 必ず使い切り、ためずに燃やすごみとして排出

○カセットボンベ・スプレー缶 必ず使い切り、穴を開けずに、金属性の容器のものは燃えないごみ、プラスチック製の容器のものは燃やすごみとして排出

※ガス抜きをする際は必ず屋外の風通しの良い場所で行ってください。

○リチウムイオン電池 メーカーに問い合わせるメーカーの回収を利用

※小型家電（電気シェーバー、デジタルカメラ、携帯ゲーム機など）は必ず電池を抜いてから、指定の小型家電回収ボックス（市役所、クリーンセンター、スカイアリーナ座間、ノジマ座間店に設置）へ。



市役所に設置している小型家電回収ボックス

担当 予防課 ☎046(256)2187 FAX046(256)3225

9月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時	市役所1階消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士	8日 14日夜 15日 21日夜 22日 28日夜 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可）市役所1階広聴人権課内相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	9日 毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション（近隣・管理組合）	10日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（9日まで受け付け）	
交通事故	21日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時	
行政（国に対する要望）	16日 毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分	
司法書士（登記・少額訴訟）	17日 4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分	
不動産（取引・契約）	16日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
税理士	24日 1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	14日 毎月第2火曜日午後1時30分～4時（電話相談のみ、事前予約制）	☎046(252)8087 FAX046(252)0220
女性相談（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
駐留軍離職者	16日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220 ふれあい会館2階会議室
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
社会福祉士（成年後見制度）	16日 奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。13日まで受け付け）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238 市役所4階4-1会議室
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児童（子育て）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時（電話のみ）	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311